

# 地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令について

## [ポイント]

- ・ 震災復興特別交付税の総額が、毎年度の予算及び地方交付税法の改正により確保されることから、毎年度、予算成立後、年度初めに省令を制定
- ・ 決定・交付時期は9月及び3月(例年同様)

### 1. 決定・交付時期

平成29年度分の震災復興特別交付税については、平成29年9月及び平成30年3月において、決定・交付

### 2. 算定項目 (前年度と同様)

- (1) 直轄・補助事業の地方負担額(国庫補助事業等のうち復興特交の対象とするものは別表において個別に列挙)
- (2) 地方単独事業
- (3) 地方税等の減収額

### 3. 精算及び返還

- (1) 過年度に見込み額等に基づき算定した額と実際に要した額との差額の精算(加算・減算)に係る算定方法
- (2) (1)を行ってもなお精算できない場合の返還金に係る算定方法

### 4. 施行期日

公布の日(平成29年5月19日(金)予定)